

第2次北谷町観光振興計画策定業務
公募型プロポーザル 募集要項

1 趣旨

第2次北谷町観光振興計画策定業務委託について、公募型企画提案（プロポーザル）方式により選定するため、必要な事項を定める。

2 目的

北谷町では令和元年度に5年計画（令和元年度～令和5年度）である第1次北谷町観光振興計画（改訂版）を策定した。しかしながら新型コロナウイルス感染症拡大による旅行者の新たな価値観、日常生活における思考・行動変容の顕著化や、物価高騰が与える観光産業への影響、観光人材不足に代表される観光関連事業者の経営課題など、観光産業を取り巻くあらゆる環境変化を捉えた新たな計画の策定及び計画に基づく施策の具現化が求められていると認識している。

令和6年度は、基礎調査及び第1次北谷町観光振興計画（改訂版）の評価・検証、及び第2次北谷町観光振興計画の方針案をとりまとめた。その令和6年度成果をベースとし、導入を検討している宿泊税との関係性も見据えた、新たな北谷町観光振興計画「第2次北谷町観光振興計画」の策定を目的とする。

3 業務概要

- (1) 業 務 名：第2次北谷町観光振興計画策定業務
- (2) 業 務 内 容：第2次北谷町観光振興計画策定業務仕様書のとおり
- (3) 履 行 期 間：契約締結の日から令和8年3月6日まで
- (4) 履 行 場 所：北谷町内
- (5) 提案上限額：8,503千円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる事項を全て満たすこととする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしていないこと、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと及び破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (5) 北谷町暴力団排除に関する条例（平成23年北谷町条例第11号）第2条第1項第1号及び第2号の規定に該当していない者であること、および暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 北谷町の入札参加資格者名簿に登録されている場合は、北谷町から指名停止を受けてい

る期間でないこと。

(7) 事務所等を日本国内に有していること。

(8) 共同企業体（コンソーシアム）に係る留意点

ア 共同企業体とは、共同企業体協定書に基づき、本業務を構成員が共同で行い、記載する事項を構成員相互で遵守するものとする。

イ 共同企業体により参加表明する場合は、構成する団体すべてが日本国内に事務所を有し、幹事企業を定めること。

ウ 共同企業体により参加表明する場合は、本要項「6 参加表明書等の提出」に記載するアについては、共同企業体名称で記載し、押印及び担当者欄は幹事企業でもって押印・記載すること。

エ 同時に複数のグループの構成員になることはできない。

オ 単独で参加表明する者は、他の共同企業体の構成員になることはできない。

5 プロポーザルに係る手続き

(1) スケジュール

スケジュールについては下記のとおりとする。ただし【予定】となっているものは、変更になる場合がある。

項目	期日または期間
募集期間	令和7年4月15日(火)～4月30日(水)
質問受付期間	令和7年4月15日(火)～4月21日(月)
質問回答日	令和7年4月23日(水)【予定】
第一次審査(書類審査)及び結果通知	令和7年5月9日(金)【予定】
第二次審査(プレゼンテーション)及び結果通知 (※必要と判断された場合のみ)	令和7年5月15日(木)【予定】
契約	令和7年5月中旬【予定】

(2) 配布資料

配布資料は、次のとおりとし北谷町公式ホームページに掲載する。

ア 第2次北谷町観光振興計画策定業務公募型プロポーザル募集要項

イ 第2次北谷町観光振興計画策定業務仕様書

ウ 参加表明書(第1号様式)

エ 暴力団または暴力団員等でないこと等に関する誓約書(第2号様式)

オ 会社概要書(第3号様式)

カ 受託業務実績書(第4号様式)

キ 共同企業体結成届出書(第5号様式)

ク 質問書(第6号様式)

ケ 参加辞退届(第7号様式)

コ 第1次北谷町観光振興計画(改訂版)

サ 令和6年度第1次北谷町観光振興計画(改訂版)評価・検証業務成果報告書

6 参加表明書等の提出

(1) 提出書類

※提出書類は原則A4とすること。

※提出書類カ～ケは、製本(ファイル綴じ等)し、別紙「第2次北谷町観光振興計画策定業務
プロポーザル審査 評価基準」の項目に合わせて作成・インデックス等での表示をすること。

提出書類	様式	提出部数
ア 参加表明書	第1号様式	1部
イ 暴力団または暴力団員等でないこと等に関する誓約書	第2号様式	1部
ウ 会社概要書 ※次の(ア)から(エ)を添付すること(写し可) (ア) 登記事項全部証明書 (イ) 国税及び地方税(都道府県税及び市町村税)に係る納税証明書 (ウ) 印鑑証明書 (エ) 直近2年分の財務諸表(貸借対照表及び損益計算書等) ※上記(ア)から(ウ)については、参加表明書提出前3か月以内のものとする	第3号様式	1部
エ 受託業務実績書 ※過去10年間に地方公共団体から受託した同種業務実績を直近のものから最大5件まで記載	第4号様式	1部
オ 共同企業体結成届出書 ※共同企業体を構成する場合のみ ※共同企業体協定書(任意様式:写し可)及び、イ、ウ、エに掲げる書類を構成員全員分提出すること。	第5号様式	1部
カ 企画提案書	任意様式	9部
キ 業務実施体制図	任意様式	9部
ク 業務工程表	任意様式	9部
ケ 見積書 ※仕様書の業務内容ごとに経費を分けて詳細を記載すること ※契約時に、各積算費用の単価・内訳等を求める場合がある	任意様式	9部

(2) 提出期限(募集期間最終日)

令和7年4月30日(金)午後5時

(3) 提出方法

持参または書留郵便による郵送とする。なお、持参による受付時間は、開庁日の午前9時から午後5時とする。ただし、正午から午後1時を除く。郵送による受付時間は提出期限までの必着とする。

(4) 留意事項

ア 提案書に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法に定める単位に限る。

イ 企画提案書等は、参加表明書提出者 1 者につき 1 提案のみ受け付ける。提出後の追加、差し替え及び再提出は認めない。

7 質問受付及び回答

本業務に関する質問は、Eメールによるものとする。

(1) 提出方法と書類

質問書(第 6 号様式)にて、担当者あて電子メールで提出すること。

(2) 受付期限

令和 7 年 4 月 2 1 日(月)午後 3 時

(3) 回答方法及び回答日

すべての質問をとりまとめ、一括してホームページで回答する。回答日は令和 7 年 4 月 2 3 日(水)を予定する。

8 審査

審査は、応募者が 1 者であっても行うものとし、第 2 次北谷町観光振興計画策定業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が、別紙「第 2 次北谷町観光振興計画策定業務プロポーザル審査 評価基準」に沿って行うものとする。なお、審査委員会は非公開とする。

審査方法は、第一次審査（書類審査）のみとする。

ただし、審査委員会において必要と認める場合は、第二次審査（プレゼンテーション審査）を実施する場合がある。

(1) 第一次審査（書類審査）

応募のあった者について、提出された書類を基に審査を行い、優先交渉権者等を選定するものとする。

※第二次審査を実施する場合

第二次審査の対象と選定された者に対しては、第二次審査の場所と時間を通知し、選定されなかった者に対しては、結果のみを文書にて通知する。

(2) 第二次審査（プレゼンテーション審査）

審査委員会において必要と認める場合は、以下日程において第二次審査を実施する。

ア 日程

令和 7 年 5 月 1 5 日(木)

※プレゼンテーションに参加できない場合は、審査の対象から除外する。

イ 実施方法

(ア) 2 0 分以内の説明の後、1 0 分程度の質疑応答を行う。

(イ) 参加者側の出席者は 3 名以内とする。

(ウ) 説明に際して、用いることが出来る資料は、提出した企画提案書のみとし、追加の資料は認めない。

(3) 優先交渉権者等の選定及び結果通知

ア 優先交渉権者等の選定

前述のとおり、審査委員会において審査し、優先交渉権者、次順位交渉権者を選定する。ただし、順位や採点結果、選定理由を含む審査委員会の内容は公表しない。なお、審査の結果、交渉権者を選定しない場合がある。

イ 結果通知

審査結果は、文書にて通知する。

(4) 優先交渉権者との協議

審査結果において決定された優先交渉権者と、提出された企画提案書を基に具体的な条件等の合意に向けた協議を行う。なお、優先交渉権者との協議が整わない場合や、優先交渉権者が失格要件に該当した場合は、優先交渉権者との協議を打ち切り、次順位交渉権者と協議するものとする。

9 契約締結

優先交渉権者と、提出された企画提案書を基に具体的な条件等の合意に至った場合は、契約の締結を行う。

10 失格要件

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 参加資格のいずれかを満たさなくなった場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為を行った場合
- (5) その他、本業務の遂行に相応しくないと認められた場合

11 留意事項

(1) 提出書類の取り扱い

提出された書類一式は、返却しないものとする。

(2) 参加に係る費用の負担

本公募への参加、資料の作成、提出に要する費用は、参加者の負担とする。

(3) その他

ア 参加表明書提出後、都合により辞退する者は参加辞退届(第7号様式)を提出すること。

イ 本要項に定めのない事項については、北谷町及び審査委員会等において協議し、決定するものとする。

12 問い合わせ及び書類の提出先

〒904-0192 沖縄県中頭郡北谷町桑江一丁目1番1号

北谷町建設経済部 観光課観光係 担当：知念

電話：098-982-7714

Eメール：syoukoukankou@chatan.jp

別紙 「第2次北谷町観光振興計画策定業務プロポーザル審査 評価基準」

区分	評価項目	評価の着眼点	配点
1 基本認識	基本認識	本業務を行うにあたっての基本認識を持っているか。また仕様書を十分に理解できているか。	15
2 企画提案	①計画の構成手法等	令和6年度成果を把握し、本町の現状・課題などの項目を分かりやすく整理する等、適切な構成手法となっているか。	70
	②アクションプランの作成手法	計画に基づくアクションプランの作成手法が明確かつ具体的となっているか。	
	③成果指標の設定及び管理手法	計画・アクションプランの評価・検証を見据えた実現可能な成果指標設定・管理手法となっているか。	
	④有識者会議等の運営支援	会議の性質を適切に捉え、スケジュールを含む適切な運営支援となっているか。	
3 実績・実施体制等	①実績	過去10年以内に本業務と同種業務の実績があるか。	10
	②実施体制	適正な人材・人員数、体系・業務分担に配慮された実施体制となっているか。	
4 積算	見積価格	業務内容における費用積算（見積価格）は経済的かつ合理的な積算であるか。	5